

秦野農業振興地域整備計画 計画見直しについて

農業振興地域整備計画（以下「農振整備計画」という。）とは、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）に基づき、農業の振興を図るべき地域を定め、農業の健全な発展と優良農地の保全・形成を目的としています。

この農振整備計画は、農振法で概ね5年ごとに基礎調査を行うことが規定されており、その結果により必要が生じた場合は、農振整備計画を変更することとなります。

そこで、①新たに農用地区域への編入等のご希望がある場合、②農用地区域内農地に農業用施設を新設する場合、③農業近代化施設（家畜糞堆肥処理施設や共同園芸施設など）の新設を予定している場合は、令和8年5月29日（金）までに下部記載の問い合わせ先へご連絡ください。

なお、現に農用地区域として指定している土地については公益創出等特段の理由がない限り、保持していく方向です。

問い合わせ 秦野市 環境産業部 農業振興課 農業振興担当
電話 0463-82-9626（直通） ファクス 0463-82-6256
E-mail nousin@city.hadano.kanagawa.jp

1 農業振興地域制度の概要

農振法に基づき、農業の振興を図るべき地域を定め、農業の健全な発展と優良農地の保全・形成を目的とする制度です。

【行政機関の役割】

国：農用地等の確保等に関する基本指針



県：農業振興地域整備基本方針



市：農業振興地域整備計画

※ 神奈川県の基本方針において、令和17年時点で確保すべき農用地区域内農地の面積目標は9,999haと設定されています。基準年の令和5年面積10,221haから222ha減となっています。なお、神奈川県は面積目標について、市町村別の割振りはしていません。

2 農振整備計画

農業振興地域内において、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域（農用地区域）とその用途区分を定めた農用地利用計画、農業生産基盤や近代化施設の整備計画など、農業振興に関する施策展開についての基本計画を定めたものです。

3 農用地区域面積等の経過

(単位：ha)

年月	区分	農用地	農業用施設用地	その他	合計
H31.4	農業振興地域	1,017.62	21.71	2,399.59	3,438.92
	農用地区域	697.30	18.28	-	715.58
R4.1	農業振興地域	998.22	21.82	2,418.88	3,438.92
	農用地区域	690.14	18.39	-	708.53

4 秦野農振整備計画の方向性

- (1) 現に農用地区域として指定している土地については、原則として継続して指定します。
ただし、道路等の整備により分断され極めて狭小化している場合は、農用地区域からの除外を検討します。
- (2) 農用地区域として指定していない土地のうち、10ha以上の集団的農地で、機械化により農作業の効率化が図られると認められる土地については、農用地区域への編入を検討します。
- (3) 計画の見直しに当たり、農用地区域への編入又は農用地区域からの除外（農家住宅の建築等）の希望は、令和8年5月29日（金）まで相談を受け付けます。

【農用地区域からの除外要件】

- 1 農用地以外の用途に利用することが必要かつ適当であって、他に代替えできる土地がないこと。
- 2 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 農用地の集団化、農作業の効率化など農業上の効率的かつ総合的利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 5 土地改良施設（用排水施設、農道等）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 6 土地改良事業（圃場整備事業、かんがい排水事業等）の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。
- 7 他法令の許可（農地転用、開発行為の許可等）が必要な場合、許可の見込みがあること。